

# No. 1

平成31年第2回

戸田市議会定例会議案

埼玉県戸田市

# 目 次

議案第 2 号	戸田市職員の配偶者同行休業に関する条例	1 頁
議案第 3 号	戸田市見守り防犯カメラの設置及び運用に関する条例	6 頁
議案第 4 号	職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を 改正する条例	10 頁
議案第 5 号	戸田市行政財産の使用料に関する条例等の一部を改正 する条例	11 頁
議案第 6 号	戸田市笹目コミュニティセンター条例の一部を改正する 条例	24 頁
議案第 7 号	戸田市新曽南多世代交流館条例の一部を改正する条例	26 頁
議案第 8 号	戸田市消防本部等の設置に関する条例の一部を改正する 条例	27 頁
議案第 9 号	戸田市火災予防条例の一部を改正する条例	28 頁
議案第 10 号	戸田市奨学資金条例等の一部を改正する条例	29 頁
議案第 11 号	戸田市立学校給食センター設置及び管理条例の一部を 改正する条例	30 頁
議案第 12 号	戸田市布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設 工事、布設工事監督者の資格及び水道技術管理者の 資格を定める条例の一部を改正する条例	32 頁
議案第 13 号	新曽中学校教室棟（北校舎）増築等工事請負契約に ついて	33 頁
議案第 14 号	市道路線の認定について	36 頁

議案第15号	平成30年度戸田市一般会計補正予算(第7号) .....	別冊 No. 2
議案第16号	平成30年度戸田市国民健康保険特別会計補正予算 (第3号) .....	別冊 No. 2
議案第17号	平成30年度戸田市市民医療センター特別会計補正予算 (第3号) .....	別冊 No. 2
議案第18号	平成30年度戸田市海外留学奨学事業特別会計補正予算 (第2号) .....	別冊 No. 2
議案第19号	平成30年度戸田市新曽第一土地区画整理事業特別会計 補正予算(第4号) .....	別冊 No. 2
議案第20号	平成30年度戸田市介護保険特別会計補正予算(第2 号) .....	別冊 No. 2
議案第21号	平成30年度戸田市新曽第二土地区画整理事業特別会計 補正予算(第3号) .....	別冊 No. 2
議案第22号	平成30年度戸田市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第2号) .....	別冊 No. 2
議案第23号	平成30年度戸田市在宅介護支援事業特別会計補正予算 (第3号) .....	別冊 No. 2
議案第24号	平成31年度戸田市一般会計予算 .....	別冊 No. 3
議案第25号	平成31年度戸田市国民健康保険特別会計予算 .....	別冊 No. 4
議案第26号	平成31年度戸田市市民医療センター特別会計予算 .....	別冊 No. 4
議案第27号	平成31年度戸田市交通災害共済事業特別会計予算 .....	別冊 No. 4
議案第28号	平成31年度戸田市海外留学奨学事業特別会計予算 .....	別冊 No. 4
議案第29号	平成31年度戸田市火災共済事業特別会計予算 .....	別冊 No. 4

議案第30号	平成31年度戸田市新曽第一土地区画整理事業特別会計 予算	別冊 No. 4
議案第31号	平成31年度戸田市介護保険特別会計予算	別冊 No. 4
議案第32号	平成31年度戸田市新曽第二土地区画整理事業特別会計 予算	別冊 No. 4
議案第33号	平成31年度戸田市後期高齢者医療特別会計予算	別冊 No. 4
議案第34号	平成31年度戸田市在宅介護支援事業特別会計予算	別冊 No. 4
議案第35号	平成31年度戸田市水道事業会計予算	別冊 No. 6
議案第36号	平成31年度戸田市下水道事業会計予算	別冊 No. 6

## 議案第2号

### 戸田市職員の配偶者同行休業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の6第1項から第3項まで、第6項から第8項まで及び第11項において準用する法第26条の5第6項の規定に基づき、職員の配偶者同行休業（法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(配偶者同行休業の承認)

第2条 任命権者は、職員（法第26条の5第1項に規定する職員（規則で定める職員を除く。）をいう。第10条第2項及び第3項を除き、以下同じ。）が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、当該職員が、配偶者同行休業をすることを承認することができる。

(配偶者同行休業の期間)

第3条 法第26条の6第1項の条例で定める期間は、3年とする。

(配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由)

第4条 法第26条の6第1項の条例で定める事由は、次に掲げる事由（6月以上の期間にわたり継続することが見込まれるものに限る。第8条第1号において「配偶者外国滞在事由」という。）とする。

- (1) 外国での勤務
- (2) 事業を営営することその他の個人が業として行う活動であって外国において行うもの
- (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学に相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）であって外国に所在するものにおける修学（前2号に該当するものを除く。）

(配偶者同行休業の承認の申請)

第5条 配偶者同行休業の承認の申請は、配偶者同行休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該職員の配偶者（法第26条の6第1項に規定する配偶者をいう。以下同じ。）が当該期間中に外国に住所又は居所を定めて滞在する事由を明らかにしてしなければならない。

2 任命権者は、配偶者同行休業の申請をした職員に対して、当該申請につい

て確認するため必要があると認める書類の提出を求めることができる。

(配偶者同行休業の期間の延長)

第6条 配偶者同行休業をしている職員は、当該配偶者同行休業を開始した日から引き続き配偶者同行休業をしようとする期間が第3条の条例で定める期間を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日及び期間の延長を必要とする理由を明らかにして、任命権者に対し、配偶者同行休業の期間の延長を申請することができる。

2 第2条の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の承認について準用する。

(配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)

第7条 法第26条の6第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者同行休業の期間の延長後の期間が満了する日における当該配偶者同行休業に係る配偶者の第4条第1号の外国での勤務が同日後も引き続くこととなり、及びその引き続くことが当該延長の請求時には確定していなかったことその他任命権者がこれに準ずると認める事情とする。

(配偶者同行休業の承認の取消事由)

第8条 法第26条の6第6項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- (1) 配偶者が外国に滞在しないこととなり、又は配偶者が外国に滞在する事由が配偶者外国滞在事由に該当しないこととなったこと。
- (2) 配偶者同行休業をしている職員が、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年条例第16号）第14条に規定する特別休暇のうち規則で定めるものを取得することとなったこと。
- (3) 任命権者が、配偶者同行休業をしている職員について、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定による育児休業を承認することとなったこと。

(届出)

第9条 配偶者同行休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。

- (1) 配偶者が死亡した場合
- (2) 配偶者が職員の配偶者でなくなった場合
- (3) 配偶者と生活を共にしなくなった場合
- (4) 前条第1号又は第2号に掲げる事由に該当することとなった場合

2 第5条第2項の規定は、前項の届出について準用する。

(配偶者同行休業に伴う任期付採用及び臨時的任用)

第10条 任命権者は、第2条又は第6条第1項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る期間（以下この項及び次項において「申請期間」という。）について職員の配置換えその他の方法によって当該申請をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、次の各号に掲げる任用のいずれかを行うことができる。この場合において、第2号に掲げる任用は、申請期間について1年を超えて行うことができない。

(1) 申請期間を任用の期間（以下この条において「任期」という。）の限度として行う任期を定めた採用

(2) 申請期間を任期の限度として行う臨時的任用

2 任命権者は、前項の規定により任期を定めて採用された職員の任期が申請期間に満たない場合にあっては、当該申請期間の範囲内において、その任期を更新することができる。

3 任命権者は、第1項の規定により任期を定めて採用された職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。

(職務復帰後における号俸の調整)

第11条 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該配偶者同行休業の期間を100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号俸を調整することができる。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、配偶者同行休業に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(戸田市職員定数条例の一部改正)

2 戸田市職員定数条例（昭和39年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項を次のように改める。

- 2 次に掲げる職員については、前項の定数外とすることができる。
  - (1) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される戸田市職員の処遇等に関する条例（平成22年条例第13号）第2条第1項の規定により外国の地方公共団体の機関等に派遣されている職員
  - (2) 戸田市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成31年条例第 号）第2条の規定により配偶者同行休業をしている職員

第2条に次の1項を加える。

- 3 前項各号に掲げる職員が復職し、又は復帰した場合において、その職員の職の定数に欠員がなかったときは、欠員の生ずるまでこれを定数外の職員とみなす。

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

- 3 職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第6条第1項」の次に「又は戸田市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成31年条例第 号）第10条第1項」を加える。

第6条中「市長が別に」を「規則で」に改める。

第7条第1号中「第6条第1項」の次に「又は戸田市職員の配偶者同行休業に関する条例第10条第1項」を加える。

（現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

- 4 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第16条の見出しを「（育児休業等の承認を受けた現業職員の給与）」に改める。

第17条を第18条とし、第16条の次に次の1条を加える。

（配偶者同行休業の承認を受けた現業職員の給与）

第17条 戸田市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成31年条例第 号）第2条の規定による承認を受けた現業職員には、配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。

- 2 配偶者同行休業をした現業職員が職務に復帰した場合の給与の取扱いについては、戸田市職員の配偶者同行休業に関する条例第11条の例による。

（戸田市臨時職員等の給与等に関する条例の一部改正）



5 戸田市臨時職員等の給与等に関する条例（平成25年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「又は」を「、」に改め、「第6条第1項」の次に「又は戸田市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成31年条例第 号）第10条第1項」を加える。

（戸田市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

6 戸田市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第16条の見出しを「(育児休業等の承認を受けた職員の給与等)」に改める。

第18条を第19条とし、第17条を第18条とし、第16条の次に次の1条を加える。

（配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与）

第17条 戸田市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成31年条例第 号）第2条の規定による承認を受けた職員には、配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。

2 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合の給与の取扱いについては、戸田市職員の配偶者同行休業に関する条例第11条の例による。

平成31年2月20日提出

戸田市長 菅原文仁

## 議案第3号

### 戸田市見守り防犯カメラの設置及び運用に関する条例

#### (目的)

第1条 この条例は、見守り防犯カメラの適正な設置及び運用に関し必要な事項を定め、適正な運用を行うことにより、市民等の権利利益を保護するとともに、安全で安心して生活ができる「犯罪のないまち戸田市」の実現に寄与することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 見守り防犯カメラ 犯罪の抑止を主たる目的として継続的に設置される撮影装置であって、公共の場所を撮影し、撮影した画像を記録し、再生表示する機能を有するもの。ただし、専ら市の施設又は備品の管理を目的として設置されたものを除く。
- (2) 公共の場所 道路、公園、広場その他の不特定多数の人が往来する屋外の場所
- (3) 見守り防犯カメラ設置者 第3条第1項各号に掲げるもので、見守り防犯カメラを設置するもの
- (4) 見守り防犯カメラ管理責任者 見守り防犯カメラ設置者と同一のもの又は見守り防犯カメラの管理及び運用に関する責任を負う者
- (5) 画像データ 見守り防犯カメラの映像記録装置によって記録されたもので、映像表示装置によって表示される動画又は静止画で、特定の個人が識別できるもの
- (6) 市民等 本市に居住し、勤務し、若しくは通学し、又は本市に滞在し、若しくは本市を通過する者

#### (設置運用基準の届出等)

第3条 見守り防犯カメラを設置しようとするもので、次に掲げるものは、規則で定めるところにより、見守り防犯カメラの設置及び運用に関する基準(以下「見守り防犯カメラ設置運用基準」という。)を定め、これを市長に届け出た上、その内容について協議しなければならない。当該見守り防犯カメラ設置運用基準の内容を変更及び廃止しようとする場合も、同様とする。

- (1) 戸田市

- (2) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者
- (3) 地方自治法第260条の2第1項に規定する地縁による団体
- (4) その他市長が必要と認めるもの

2 市長は、前項の協議において、当該見守り防犯カメラ設置運用基準の内容が、この条例及び規則の規定に適合していないと認める場合は、前項の規定による届出をした者に対し、必要な措置を講ずるよう要請することができる。

(見守り防犯カメラ設置者の責務)

第4条 見守り防犯カメラ設置者は、見守り防犯カメラの設置に際しては、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 見守り防犯カメラの設置目的を明確にすること。
- (2) 見守り防犯カメラの撮影対象区域を明確にし、かつ、必要最小限の範囲とすること。
- (3) 見守り防犯カメラの撮影対象区域内の見やすい場所に、見守り防犯カメラを設置している旨及び見守り防犯カメラ設置者の名称を表示すること。
- (4) 見守り防犯カメラ管理責任者を置くこと。
- (5) 見守り防犯カメラの管理及び運用の業務を外部に委託する場合は、受託者にこの条例に規定する事項を遵守させること。

(画像データの適正な管理)

第5条 見守り防犯カメラ設置者、見守り防犯カメラ管理責任者及び見守り防犯カメラを取り扱う者(以下「見守り防犯カメラ取扱者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 見守り防犯カメラ設置運用基準を遵守し、見守り防犯カメラの適正な管理及び運用を行うこと。
- (2) 画像データから知り得た市民等の情報を他に漏らさないこと。見守り防犯カメラ設置者、見守り防犯カメラ管理責任者及び見守り防犯カメラ取扱者でなくなった後においても同様とする。
- (3) 画像データの複製、印刷、編集又は加工をしないこと。ただし、第5号又は次条の規定により利用し、若しくは提供し、又は開示する場合においては、この限りでない。
- (4) 規則で定める保管期間を経過した画像データは、速やかに消去又は記録媒体の破砕により復元することができないようにすること。

(5) 次に掲げる場合を除き、画像データを見守り防犯カメラの設置目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供しないこと。

ア 法令に基づき、文書により提供を求められた場合

イ 捜査機関から文書により犯罪捜査目的で提供を求められた場合

ウ 個人の生命、身体又は財産を保護するため緊急かつやむを得ない場合

(6) 画像データの表示又は保存をする場合において、電気通信回線に接続している電子計算機を使用するときは、画像データの漏えい、滅失等を防ぐための安全対策の措置を講ずること。

(7) 第4号の規定による画像データの廃棄、第5号に規定する画像データの利用又は提供、次条に規定する画像データの開示並びに第8条に規定する苦情の処理の状況について記録すること。

(8) 前各号に掲げるもののほか、画像データの漏えい、滅失又は毀損が生じないように必要な措置を講ずること。

(画像データの開示)

第6条 見守り防犯カメラ管理責任者は、市民等から自己の画像データの開示を求められた場合は、当該市民等に、必要と認められる範囲内で合理的な方法により、当該画像データを開示するよう配慮するものとする。

(苦情の処理)

第7条 見守り防犯カメラ設置者又は見守り防犯カメラ管理責任者は、見守り防犯カメラの設置、管理及び運用に関する市民等からの苦情があった場合は、速やかに適切な措置を講じるものとする。

2 市民等は、見守り防犯カメラ設置者又は見守り防犯カメラ管理責任者が前項の規定による苦情について適切な措置を講じなかった場合は、市長に対して苦情を申し出ることができる。

3 市長は、前項の規定による苦情の申し出があった場合は、見守り防犯カメラ設置者又は見守り防犯カメラ管理責任者に対し、適切な措置を速やかに講じるよう求めるものとする。

(勧告等)

第8条 市長は、必要があると認める場合は、見守り防犯カメラ設置者又は見守り防犯カメラ管理責任者に対し、その設置し、又は管理する見守り防犯カメラの管理、運用等の状況について報告を求めることができる。

2 市長は、前項の規定による報告により、第4条及び第5条の規定に違反す

る行為があると認める場合は、当該見守り防犯カメラ設置者又は見守り防犯カメラ管理責任者に対し、当該違反行為の中止その他の違反を是正するために必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができる。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年7月1日から施行する。

平成31年2月20日提出

戸田市長 菅 原文 仁

議案第4号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第8条に次の1項を加える。

- 3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

平成31年2月20日提出

戸田市長 菅原文仁

議案第5号

戸田市行政財産の使用料に関する条例等の一部を改正する条例

(戸田市行政財産の使用料に関する条例の一部改正)

第1条 戸田市行政財産の使用料に関する条例(平成18年条例第1号)の一部を次のように改正する。

別表中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(戸田市行政センター条例の一部改正)

第2条 戸田市行政センター条例(平成22年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「300円」を「310円」に改める。

(戸田市保養所条例の一部改正)

第3条 戸田市保養所条例(昭和44年条例第15号)の一部を次のように改正する。

別表中「2,720円」を「2,770円」に、「4,000円」を「4,070円」に、「660円」を「680円」に、「2,050円」を「2,090円」に、「920円」を「940円」に改め、

「手数料

酒燗代<sup>かん</sup>1.8リットルにつき 200円

休憩料(大広間の使用に限る。)

1人(正午—午後2時) 300円

ただし、未就学児は無料

」

を削る。

(戸田市自転車放置防止条例の一部改正)

第4条 戸田市自転車放置防止条例(昭和60年条例第14号)の一部を次のように改正する。

別表中「2,160円」を「2,200円」に、「3,240円」を「3,300円」に改める。

(戸田市自転車駐車場条例の一部改正)

第5条 戸田市自転車駐車場条例(昭和60年条例第15号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「1,460」を「1,480」に、「2,200」を「2,240」に、「1,830」を「1,860」に、「2,750」を「2,800」に、

「3,300」を「3,360」に、「2,560」を「2,600」に、  
「3,850」を「3,920」に改める。

(戸田市文化会館条例の一部改正)

第6条 戸田市文化会館条例(昭和55年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

別表第1の1ホール等の使用料の表中

「

25,920	38,880	64,800	116,640
32,400	51,840	84,240	152,280
640	1,080	1,720	3,130
640	970	1,620	2,800
320	540	860	1,400
320	430	640	1,180
1,080	1,510	2,480	4,530
4,640	7,020	11,550	20,840

」

を

「

26,400	39,600	66,000	118,800
33,000	52,800	85,800	155,100
660	1,100	1,760	3,190
660	990	1,650	2,860
330	550	880	1,430
330	440	660	1,210
1,100	1,540	2,530	4,620
4,730	7,150	11,770	21,230

」

に改め、同表の2会議室等の使用料の表中

「

2,480	3,670	6,150	11,010
-------	-------	-------	--------

」



1,180	1,830	3,020	5,400
1,180	1,830	3,020	5,400
3,560	5,400	8,850	15,870
860	1,180	1,940	3,560
1,940	3,020	5,070	9,180
3,240	4,860	8,100	14,580
2,800	4,210	7,020	12,630
2,050	3,070	5,130	9,230
1,940	3,020	5,070	9,180

を

2,530	3,740	6,270	11,220
1,210	1,870	3,080	5,500
1,210	1,870	3,080	5,500
3,630	5,500	9,020	16,170
880	1,210	1,980	3,630
1,980	3,080	5,170	9,350
3,300	4,950	8,250	14,850
2,860	4,290	7,150	12,870
2,090	3,130	5,220	9,400
1,980	3,080	5,170	9,350

に、同表の3宴会室等の使用料の表中

5,610	8,420	14,040	25,270
2,480	3,670	6,150	11,010
2,160	3,020	5,070	9,180
1,080	1,620	2,590	4,750
1,830	2,590	4,420	7,990

を

「

5,720	8,580	14,300	25,740
2,530	3,740	6,270	11,220
2,200	3,080	5,170	9,350
1,100	1,650	2,640	4,840
1,870	2,640	4,510	8,140

」

に改める。

(戸田市スポーツセンター条例の一部改正)

第7条 戸田市スポーツセンター条例(昭和55年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

別表第1の1基本使用料の表を別記のように改める。

(戸田市体育施設設置及び管理条例の一部改正)

第8条 戸田市体育施設設置及び管理条例(昭和55年条例第3号)の一部を次のように改正する。

別表中「540円」を「550円」に改める。

(戸田市立学校屋外運動場夜間照明施設使用料条例の一部改正)

第9条 戸田市立学校屋外運動場夜間照明施設使用料条例(平成6年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「1,020円」を「1,040円」に改める。

(戸田市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正)

第10条 戸田市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例(平成12年条例第7号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「310円」を「320円」に、「340円」を「350円」に、「1,540円」を「1,570円」に改める。

(戸田市都市公園条例の一部改正)

第11条 戸田市都市公園条例(昭和39年条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表第2備考中「100分の108」を「100分の110」に改める。

別表第3(1)公園施設の表中

「

2,670円
1,330円
750円
750円
2,670円
5,400円
10,800円
750円
540円
540円
750円
2,160円
4,320円
300円
500円
900円

」

を

「

2,720円
1,360円
770円
770円
2,720円
5,500円
11,000円
770円
550円
550円

」

770円
2,200円
4,400円
300円
500円
910円

に改め、同表(2)附属施設の表中「1,370円」を「1,400円」に、「2,680円」を「2,730円」に、「3,760円」を「3,830円」に改める。

別表第4中「2,000円」を「2,100円」に、「1,100円」を「1,200円」に、「1,000円」を「1,050円」に、「550円」を「600円」に改める。

別表第5中「1,750円」を「1,780円」に、「830円」を「840円」に改める。

(戸田市立福祉センター条例の一部改正)

第12条 戸田市立福祉センター条例(昭和47年条例第9号)の一部を次のように改正する。

別表中「300円」を「310円」に、「230円」を「240円」に、

「	2時間につき	1,540円
---	--------	--------

を

「	〃	780円
---	---	------

に、「770円」を「390円」に、「80円」を「40円」に、「50円」を「20円」に改める。

(戸田市地域交流センター条例の一部改正)

第13条 戸田市地域交流センター条例(平成26年条例第22号)の一部を次のように改正する。

別表第1多目的室5（市民ギャラリー）の項中「780」を「790」に改め、同表キッチンスタジオの項中「1,180」を「1,200」に、「590」を「600」に改め、同表音楽室1の項中「800」を「810」に改め、同表ホール1（ステージ込み）の項中「890」を「900」に、「440」を「450」に改め、同表研修室の項中「660」を「670」に改め、同表アトリエの項中「910」を「920」に、「450」を「460」に改める。

（戸田市立勤労福祉センター条例の一部改正）

第14条 戸田市立勤労福祉センター条例（昭和52年条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表中「230円」を「240円」に、「300円」を「310円」に、「2,570円」を「2,610円」に改める。

（戸田市立心身障害者福祉センター条例の一部改正）

第15条 戸田市立心身障害者福祉センター条例（昭和61年条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

610	820	1,020
1,020	1,330	1,540
820	1,020	1,230
2,050	2,670	3,080
1,020	1,330	1,540
100	100	100
820	1,020	1,230

」

を

「

620	830	1,040
1,040	1,360	1,570
830	1,040	1,250
2,080	2,720	3,140

1,040	1,360	1,570
100	100	100
830	1,040	1,250

に改める。

(戸田市福祉保健センター条例の一部改正)

第16条 戸田市福祉保健センター条例(平成22年条例第34号)の一部を次のように改正する。

別表中「300円」を「310円」に、「250円」を「260円」に、「510円」を「520円」に改める。

(戸田市建築基準法等関係事務手数料条例の一部改正)

第17条 戸田市建築基準法等関係事務手数料条例(平成12年条例第12号)の一部を次のように改正する。

別表第2第3項中「171,480円」を「174,600円」に、「118,560円」を「120,700円」に改める。

(戸田市道路占用料条例の一部改正)

第18条 戸田市道路占用料条例(昭和51年条例第11号)の一部を次のように改正する。

別表備考第2項第5号中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(戸田市船着場条例の一部改正)

第19条 戸田市船着場条例(平成13年条例第28号)の一部を次のように改正する。

第12条中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(戸田市立市民医療センター使用料、手数料等条例の一部改正)

第20条 戸田市立市民医療センター使用料、手数料等条例(昭和46年条例第37号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「320」を「330」に、「640」を「660」に、「5,400」を「5,500」に、「8,640」を「8,800」に改める。

別表第2中「1,080」を「1,100」に、「3,240」を「3,300」に、「2,160」を「2,200」に、「10,800」を「11,000」に、「5,400」を「5,500」に、「320」を「330」に、「54,000」

を「55,000」に改める。

(戸田市立教育センター条例の一部改正)

第21条 戸田市立教育センター条例(平成10年条例第28号)の一部を次のように改正する。

別表中「300円」を「310円」に、「510円」を「520円」に改める。

(戸田市立少年自然の家条例の一部改正)

第22条 戸田市立少年自然の家条例(昭和49年条例第54号)の一部を次のように改正する。

別表中「300円」を「330円」に、「860円」を「880円」に、「410円」を「440円」に、「1,080円」を「1,100円」に、「510円」を「550円」に、「1,290円」を「1,320円」に改める。

(戸田市水道事業給水条例の一部改正)

第23条 戸田市水道事業給水条例(昭和38年条例第11号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項、第23条及び第26条中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(戸田市下水道条例の一部改正)

第24条 戸田市下水道条例(昭和47年条例第21号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項及び第4項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成24年法律第68号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の戸田市行政財産の使用料に関する条例の規定、第2条の規定による改正後の戸田市行政センター条例の規定、第5条の規定による改正後の戸田市自転車駐車場条例の規定、第6条の規定による改正後

の戸田市文化会館条例の規定、第7条の規定による改正後の戸田市スポーツセンター条例の規定、第8条の規定による改正後の戸田市体育施設設置及び管理条例の規定、第9条の規定による改正後の戸田市立学校屋外運動場夜間照明施設使用料条例の規定、第11条の規定による改正後の戸田市都市公園条例の規定、第12条の規定による改正後の戸田市立福祉センター条例の規定、第13条の規定による改正後の戸田市地域交流センター条例の規定、第14条の規定による改正後の戸田市立勤労福祉センター条例の規定、第15条の規定による改正後の戸田市立心身障害者福祉センター条例の規定、第16条の規定による改正後の戸田市福祉保健センター条例の規定、第18条の規定による改正後の戸田市道路占用料条例の規定、第19条の規定による改正後の戸田市船着場条例の規定、第21条の規定による改正後の戸田市立教育センター条例の規定及び第22条の規定による改正後の戸田市立少年自然の家条例の規定にかかわらず、施行日前に使用の許可を受けているものに係る使用料については、なお従前の例による。

- 3 第4条の規定による改正後の戸田市自転車放置防止条例の規定にかかわらず、施行日前に撤去されている自転車等に係る費用については、なお従前の例による。
- 4 第10条の規定による改正後の戸田市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の規定にかかわらず、施行日前に処理されている一般廃棄物に係る手数料については、なお従前の例による。
- 5 第20条の規定による改正後の戸田市立市民医療センター使用料、手数料等条例の規定にかかわらず、施行日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 6 第23条の規定による改正後の戸田市水道事業給水条例(次項において「新条例」という。)の規定にかかわらず、施行日前の給水装置の新設又は改造の申込みに係る分担金及び水道利用加入金については、なお従前の例による。
- 7 新条例の規定にかかわらず、施行日前から継続して供給している水道を使用している場合にあつては、施行日から施行日の属する月の末日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するものに係る料金(施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日が同月の末日後である水道の使用にあつては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する料金を前回確定日(その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をい



う。以下この項において同じ。) から施行日以後、初めて料金の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月の末日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。) については、なお従前の例による。

8 第24条の規定による改正後の戸田市下水道条例の規定にかかわらず、施行日前から継続して公共下水道を使用している場合にあっては、施行日から施行日の属する月の末日までの間に使用料の支払を受ける権利が確定するものに係る使用料（施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定する日が同月の末日後である公共下水道の使用にあっては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する使用料を前回確定日（その直前の使用料の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下この項において同じ。）から施行日以後、初めて使用料の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月の末日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。）については、なお従前の例による。

9 前2項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

平成31年2月20日提出

戸田市長 菅原文仁

1 基本使用料

施設名			区分		使用料		照明料		冷暖房料		
					使用 単位	金額 (円)	使用 単位	金額 (円)	使用 単位	金額 (円)	
										冷房	暖房
第1 競技場	アマチュアの体育	全面	一般・学生	専用	2時間	3,960	1時間	900	1時間	7,530	7,000
			児童・生徒	専用	2時間	1,980					
	スポーツ及びレクリエーションに使用する場合	バドミントンコート	一面	専用	2時間	660	1時間	290	1時間	7,530	7,000
			一面	専用	2時間	1,320					
			一面	専用	2時間	1,980					
			一面	専用	2時間	1,980					
	その他の場合	平日	全面	専用	2時間	7,920	1時間	900	1時間	7,530	7,000
		日曜日・祝日	全面	専用	2時間	15,840					
	第2競技場	全面	一般・学生	専用	2時間	1,980	1時間	390	1時間	2,390	2,290
			児童・生徒	専用	2時間	990					
バドミントンコート		一面	専用	2時間	660	1時間	390	1時間	2,390	2,290	
		一般・学生	個人	2時間	130						
第3競技場(卓球場)	1台	専用	2時間	1,320	1時間	850	740				
		専用	2時間	160							
第1武道場(柔道場)	全面	専用	2時間	1,320	1時間	1,030	1,010				
	一般・学生	個人	2時間	130							
	児童・生徒	個人	2時間	60							
第2武道場(剣道場)	全面	専用	2時間	1,320	1時間	1,030	1,010				
	一般・学生	個人	2時間	130							
	児童・生徒	個人	2時間	60							

第3 武道場 (弓道場)	全面		専用	2 時間	2,640		
	一般・学生		個人	2 時間	130		
	児童・生徒		個人	2 時間	60		
体力測定室及びトレーニング室	一般・学生		個人	2 時間	130		
	児童・生徒		個人	2 時間	60		
テニスコート	一面		専用	2 時間	660	1 時間	780
陸上競技場	全面		専用	1 回	13,200		
	全面		専用	半日	6,600		
屋外プール	一般・学生	専用	夏期	2 時間	5,280		
	児童・生徒	専用	夏期	2 時間	2,640		
	一般・学生	個人	夏期	1 回	130		
	児童・生徒	個人	夏期	1 回	60		
屋内プール	一般・学生	専用	冬期	2 時間	13,200		
	児童・生徒	専用	冬期	2 時間	6,600		
	一般・学生	個人	夏期	1 回	130		
			冬期	1 回	390		
	児童・生徒	個人	夏期	1 回	60		
			冬期	1 回	260		
大会議室	2 時間			2 時間	790		
小会議室	2 時間			2 時間	390		

議案第6号

戸田市笹目コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

(戸田市笹目コミュニティセンター条例の一部改正)

第1条 戸田市笹目コミュニティセンター条例(平成8年条例第18号)の一部を次のように改正する。

別表の1使用料の表セミナールーム(101)の項中「200円」を「110円」に改め、同表セミナールーム(301)の項中「200円」を「190円」に改め、同表セミナールーム(302)の項中「200円」を「300円」に改め、同表和室(つくし)の項中「250円」を「160円」に改め、同表和室(たんぼぼ)の項中「250円」を「190円」に改め、同表キッチンスタジオの項中「300円」を「320円」に改め、同表アトリエの項中「300円」を「330円」に改め、同表音楽室の項中「300円」を「420円」に改め、同表中

「

市民ギャラリー			1日につき	1,020円
多目的ホール	団体	専用	1時間につき	610円
		共用	〃	300円
	個人		〃	50円

」

を

「

市民ギャラリー	—	無料
多目的ホール	1時間につき	900円

」

に改める。

別表の2使用料の加算額等の表(1)の項中「多目的ホールの」を削り、「1,020円」を「1,000円」に改め、同表(3)の項中「50%」を「100%」に改める。

第2条 戸田市笹目コミュニティセンター条例の一部を次のように改正する。

別表の1使用料の表中「300円」を「350円」に、「900円」を「1,350円」に改める。

第3条 戸田市笹目コミュニティセンター条例の一部を次のように改正する。

別表の1使用料の表中「1,350円」を「1,610円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条の規定 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日

(2) 第2条の規定 前号に規定する施行の日から起算して1年を経過した日

(3) 第3条の規定 第1号に規定する施行の日から起算して2年を経過した日

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の戸田市笹目コミュニティセンター条例の規定にかかわらず、前項第1号に規定する施行の日前に使用の許可を受けているものに係る使用料については、なお従前の例による。

3 前項の規定は、附則第1項第2号に規定する施行の日前に使用の許可を受けているものに係る使用料について準用する。この場合において、前項中「第1条」とあるのは「第2条」と、「施行の日前」とあるのは「施行の日から同項第2号に規定する施行の日の前日まで」と読み替えるものとする。

4 附則第2項の規定は、附則第1項第3号に規定する施行の日前に使用の許可を受けているものに係る使用料について準用する。この場合において、附則第2項中「第1条」とあるのは「第3条」と、「前項第1号に規定する施行の日前」とあるのは「前項第2号に規定する施行の日から同項第3号に規定する施行の日の前日まで」と読み替えるものとする。

平成31年2月20日提出

戸田市長 菅原文仁

## 議案第7号

### 戸田市新曽南多世代交流館条例の一部を改正する条例

戸田市新曽南多世代交流館条例（平成25年条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表の1使用料の表音楽練習室の項中「300円」を「310円」に改め、同表多目的室（半面）の項中「350円」を「390円」に改め、同表多目的室（全面）の項中「650円」を「730円」に改め、同表会議室Bの項中「300円」を「320円」に改め、同表会議室A及び会議室Bの項中「550円」を「570円」に改め、同表会議室A、会議室B及び会議室Cの項中「900円」を「970円」に改める。

別表の2使用料の加算額の表(3)の項中「60分の40」を「100%」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。

##### （経過措置）

- 2 この条例による改正後の戸田市新曽南多世代交流館条例の規定にかかわらず、施行日前に使用の許可を受けているものに係る使用料については、なお従前の例による。

平成31年2月20日提出

戸田市長 菅原文仁

議案第8号

戸田市消防本部等の設置に関する条例の一部を改正する条例

戸田市消防本部等の設置に関する条例（昭和40年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「戸田市消防本部並びに消防署の設置位置」を「消防本部及び消防署の設置、位置」に改める。

第2条中「戸田市消防本部（以下「本部」という。）を戸田市大字新曽1875番地の1に置く」を「消防本部を設置し、その名称及び位置は以下のとおりとする」に改め、同条に次の表を加える。

名称	位置
戸田市消防本部	戸田市大字新曽1875番地の1

第3条中「本部の管轄区域内における」を削り、「を戸田市消防署といい、戸田市大字新曽1875番地の1に置く」を「、位置及び管轄区域は以下のとおりとする」に改め、同条に次の表を加える。

名称	位置	管轄区域
戸田市消防署	戸田市大字新曽1875番地の1	戸田市全域

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成31年2月20日提出

戸田市長 菅原文仁

議案第9号

戸田市火災予防条例の一部を改正する条例

戸田市火災予防条例(昭和37年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この条例は、不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成30年法律第33号）附則第1条本文の政令で定める日から施行する。

平成31年2月20日提出

戸田市長 菅原文仁



議案第10号

戸田市奨学資金条例等の一部を改正する条例

(戸田市奨学資金条例の一部改正)

第1条 戸田市奨学資金条例(昭和40年条例第16号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「短期大学を含む」を「大学院を除く。以下同じ」に改める。

(戸田市海外留学奨学資金等給与条例の一部改正)

第2条 戸田市海外留学奨学資金等給与条例(昭和53年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「、短期大学、大学院」を削る。

(戸田市入学準備金貸付条例の一部改正)

第3条 戸田市入学準備金貸付条例(昭和43年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「及び短期大学」を「(大学院を除く。以下同じ。)」に改める。

(戸田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 戸田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第26号)の一部を次のように改正する。

第11条第3項第5号中「卒業した者」を「卒業した者(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

平成31年2月20日提出

戸田市長 菅原文仁

議案第11号

戸田市立学校給食センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

戸田市立学校給食センター設置及び管理条例(昭和45年条例第16号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

戸田市立学校給食センター条例

第1条の見出しを「(設置)」に改め、同条中「本市は、学校給食法」を「学校給食法」に、「関して、経済的負担の軽減及び管理運営の合理化を図ることを目的として」を「関し、調理及び運搬の業務を一括処理する施設として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定に基づき」に改める。

第2条中「給食センター」の次に「の位置」を加え、「に置く」を「とする」に改める。

第4条から第7条までを次のように改める。

(業務)

第4条 給食センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 学校給食の計画、栄養管理、調理及び配送に関する業務
- (2) 学校給食賄材料の購入及び検収に関する業務
- (3) 学校給食実施校(給食センターの学校給食を受ける学校をいう。)との連絡調整に関する業務
- (4) その他教育委員会が必要と認めた業務

(職員)

第5条 給食センターに必要な職員を置く。

(学校給食の対象者)

第6条 学校給食を受けられる者は、市立の小・中学校に在学する児童及び生徒(以下「児童生徒」という。)並びに市立の小・中学校又は給食センターに勤務する職員(以下「小・中学校等職員」という。)とする。

(学校給食費の負担)

第7条 学校給食費は、児童生徒の保護者及び小・中学校等職員の負担とする。

第8条の見出しを「(戸田市立学校給食センター運営委員会)」に改め、同条中「戸田市立学校給食センター運営委員会」の次に「(以下「委員会」という。)」を加え、同条に次の3項を加える。

- 2 委員会の委員（以下「委員」という。）の定数は、12名とし、市立の小・中学校に属する職員、児童生徒の保護者及び学校給食に関する識見を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 前3項に定めるもののほか委員会に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

第9条中「規則」を「教育委員会規則」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

平成31年2月20日提出

戸田市長 菅 原文 仁

## 議案第12号

戸田市布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事、布設工事監督者の資格及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例  
戸田市布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事、布設工事監督者の資格及び水道技術管理者の資格を定める条例（平成24年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「短期大学」の次に「(同法による専門職大学の前期課程を含む。)」を、「卒業した後」の次に「(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。次条第2号及び第4号において同じ。)」を加え、同条第6号中「第2号の」を「第2号に規定する」に、「第1号の」を「第1号に規定する」に改め、同条第8号中「又は水道環境」を削る。

第4条第2号中「同条第3号に規定する学校を卒業した者」の次に「(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)」を加え、同条第4号中「同条第3号に規定する学校を卒業した者」の次に「(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者。次号において同じ。)」を加える。

### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

#### (経過措置)

- 2 この条例の施行前に行われた技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として水道環境を選択したものは、この条例による改正後の戸田市布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事、布設工事監督者の資格及び水道技術管理者の資格を定める条例第3条第8号の適用については、同法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。

平成31年2月20日提出

戸田市長 菅原文仁

議案第13号

新曾中学校教室棟（北校舎）増築等工事請負契約について

新曾中学校教室棟（北校舎）増築等工事請負契約をするについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第9号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 工 事 名 新曾中学校教室棟（北校舎）増築等工事
- 2 場 所 埼玉県戸田市大字新曾字稻荷1448番外
- 3 工事内容 新曾中学校教室棟（北校舎）の増築等に伴う工事
- 4 金 額 金886,680,000円  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金65,680,000円)
- 5 工 期 本契約締結日の翌日から  
平成32年2月28日まで
- 6 契 約 者 埼玉県さいたま市大宮区浅間町二丁目252番地  
佐田建設株式会社 さいたま支店  
支店長 中 村 賢 市

平成31年2月20日提出

戸田市長 菅 原文 仁

議案第13号参考

新曾中学校教室棟（北校舎）増築等工事概要

1 工事概要

- (1) 増築工事 教室棟(北校舎)・防災倉庫増築
  - ① 建築工事 外構解体、増築(校舎S造3階建+防災倉庫延床計2528.27㎡)、昇降機設備、外構整備
  - ② 電気設備工事 外構解体及び切り回し、受変電設備増設、動力設備、電灯設備、弱電設備
  - ③ 機械設備工事 外構解体及び切り回し、空気調和設備、換気設備、給排水衛生設備、ガス給湯設備
- (2) 改修工事 特別教室棟職員室・教室棟(西校舎)昇降口・屋内運動場西面窓改修
  - ① 建築工事 内装改修、建具改修、造作家具更新
  - ② 電気設備工事 電灯設備改修、弱電設備改修
  - ③ 機械設備工事 空気調和設備改修、給排水衛生設備改修

入 札 結 果

(消費税及び地方消費税の額含まず。単位円)

業 者 名	回 数	第 1 回	摘 要
佐 田 建 設 (株)	さいたま支店	821,000,000	落札
斎 藤 工 業 (株)		826,000,000	
(株) 島 村 工 業	上尾支店	838,500,000	
(株) 田 中 工 務 店		883,710,000	
石 橋 建 設 工 業 (株)	埼玉支店	913,000,000	
千 代 本 興 業 (株)		979,900,000	
関 東 建 設 工 業 (株)	さいたま支店	辞退	

(消費税及び地方消費税の額含まず。単位円)

設 計 額	981,900,000
予 定 価 格	981,900,000
調 査 基 準 価 格	883,710,000

議案第14号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定に基づき、下記の市道路線を認定する。

記

路線番号	起 点	終 点	延長	幅員	摘要
市道第6030号線	大字美女木字向田 1227番1地先	大字美女木字向田 1269番116地先	249.50m	4.20m } 28.72m	管理 移管

平成31年2月20日提出

戸田市長 菅原文仁